



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(18)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則..... 1

山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則... 3

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則.....19

山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則.....20

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....同

山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....21

事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令.....22

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県人事委員会

委員長 小 野 勝

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「局長」を「局長
子ども政策監」に改め、同項職級2の

欄中「参事」を「参事
子ども政策室長」に、「女性青少年政策室長」を「総合政策室長」に改め、同項職級3の欄中

「危機管理室長及び女性青少年政策室長」を「子ども政策室長、危機管理室長及び総合政策室長」に改め、同項職

級6の欄中「主査
専門検査員」を「主査」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中

「園長」を「園長」に、「職員育成センター副所長」を「職員育成センター副所長」に、
県民会館長」を「米沢女子短期大学事務局次長」に改め、

「福祉相談センター副所長」を「福祉相談センター副所長」に改め、「西村山総務課長」、「北村山総務課長」、

「生活福祉課長」、「西村山建設総務課長」、「北村山建設総務課長」、「西置賜総務課長」及び「西置賜建
設総務課長」を削り、同項職級4の欄中「西村山総務課長」、「北村山総務課長」、「生活福祉課長」、「西村
山建設総務課長」、「北村山建設総務課長」、「西置賜総務課長」及び「西置賜建設総務課長」を削り、

「室長補佐」を「室長補佐」に改め、同項職級5の欄中「主任専門相談員」を「主任専門検査員」に改め、
県民会館副館長」を「主任専門検査員」に改め、

同項職級6の欄中「主任判定員」を「主任判定員」に、「主任講師」を「主任講師」に、
主任相談員」を「主任判定員」に、「主任講師」を「主任講師」に、
主任医療相談員」を「主任講師」に、

「専門防除員
専門水産業普及指導員」を「専門防除員」に改め、同表行政職給料表適用職の選挙管理委員会の選挙管理委員会主任無線技師」

事務局の項中
「書記長補佐 係長
管理専門員 主査」を「書記長補佐 管理主査 係長」に改め、同表行政職給料表

適用職の代表監査委員の監査委員事務局の項職級5の欄中

「監査主査」を「業務名を冠する主査」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁の本庁の項職

級2の欄中「世界遺産推進監」を削り、同表行政職給料表適用職の教育委員会の県立学校の職級4の欄中「事務部次長(補佐)」を「事務部次長」に改め、同項職級5の欄中「事務長(主査)」を「事務長(主査)」に改め、同表

企業局職員の職の企業管理者の事業所の項職級3の欄中「支所長」を削り、同項職級4の欄中「副支所長」を削り、同表海事職給料表適用職の知事の項中

「船長
主任専門航海士
主任専門機関士
機関長」を「水産試験場の船長 庄内総合支庁の船長
水産試験場の機関長 庄内総合支庁の機関長」に改め、同表研究

職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「場長」を「場長」に、「環境化学研究センター副所長」を「環境化学研究センター副所長」に、「衛生研究所副所長」を「衛生研究所副所長」に、「副場長」を「副場長(水田農業試験場を除く。)」に改め、同項職級4の欄中「の副場長」を「(水田農業試験場を除く。)の副場長」に、「副支場長」を「副部長」に改め、同表医療職給料

表(2)適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「最上総合支庁の生活衛生室長」を「総合支庁の生活衛生室長」

「村山保健所の医薬事室長」に改め、同項職級4の欄中「最上保健所の検査室長」を「課長補佐」に、「課長補佐」

「最上保健所の生活衛生室室長補佐」を「総合支庁の生活衛生室室長補佐」に改め、同項職級6の欄中「総合支庁の生活衛生室室長補佐」

「主任薬剤師」主任歯科衛生士を「主任薬剤師」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の知事の出先機関の項職級4の欄中「主任歯科技工士」

「課長補佐」を「課長補佐 室長補佐」に改める。

「保健所の主幹」別表第3医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級2の欄中「衛生研究所の主幹」を「衛生研究所の主幹」

「衛生研究所の副所長」に改め、同項職級3の欄中「保健所の業務名を冠する主査及び主査」を「衛生研究所の専門研究員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号の前に次の1号を加える。

(9) 公立大学法人山形県立保健医療大学

第2条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第5条の2」を「第6条」に、「第5条の3」を「第7条」に改める。

第16条第1項第1号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、又をリとする。

第23条第1号中「教授、准教授、研究員」を「研究員」に改める。

第72条第1項第1号中「(管理職手当の支給区分が特1種又は1種に該当する職を占める職員が行うものにあつては、12,000円)」を削る。

第72条の3及び第78条第4項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第101条第1項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第102条第2項中「校長」を「校長、副校長」に改める。

第106条第1項中「の職」を「の職で次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもの

(2) 前号に規定する以外の職

第106条第2項中「又は教育職給料表(3)の適用」を「の適用」に改める。

第108条第1号中「同条第2項」を「同項各号に掲げる職の区分を異にして異動し、又は同条第2項」に、「及び同条第2項」を「及び同項」に改める。

別表第1のイの表7級の項標準的な職務の欄第1項中「総務課長」を「子育て支援課長、秘書広報課長」に改め、同表8級の項標準的な職務の欄第1項中、「危機管理室長、女性青少年政策室長」を「子ども政策室長、危機管理室長、総合政策室長」に改め、同表9級の項標準的な職務の欄第1項中「危機管理監」を「子ども政策監、危機管理監」に改める。

別表第1のニの表3級の項標準的な職務の欄中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

別表第1のホの表中

2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事、管理主事又は社会教育主事の職務
-----	-----------------------------------

 を

2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事、管理主事又は社会教育主事の職務
特2級	主幹教諭の職務

 に改める。

別表第1中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、又をリとする。

別表第2の二の表中 「教 頭」 を 「副 校 長 教 頭」 に改める。

別表第2のホの表の表を次のように改める。

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
		1 級	2 級	特 2 級
校 長	大 学 卒		0	0
	短 大 卒		0	0
教 頭	大 学 卒		0	0
	短 大 卒		0	0
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	0
	短 大 卒		0	0
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 指 導 主 事 管 理 主 事 社 会 教 育 主 事	大 学 卒		0	
	短 大 卒		0	
講 師 助 教 諭 養 護 助 教 諭	大 学 卒	0		
	短 大 卒	0		
	高 校 卒	0		

別表第2中へを削り、トをへとし、チをトとする。

別表第2のリの表中

歯 科 衛 生 士	短 大 卒		2.5	5	3	4
		0	2.5	8	11	15
	高 校 専 攻 科 卒		4	5	3	4
		0	4	9	12	16

を

歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒		1	5	3	4
		0	1	6	9	13
	短 大 2 卒		2.5	5	3	4
		0	2.5	8	11	15
			4	5	3	4
		0	4	9	12	16

に改める。

別表第2中リをチとし、ヌをリとする。

別表第6の二の表中

教			頭
教			諭
養	護	教	諭
指	導	主	事
管	理	主	事
社	会	教	育
		主	事

を

教			諭
養			諭
指	護	教	諭
管	導	主	事
社	理	主	事
	会	教	育
		主	事

に改める。

別表第6の水の表中

教			頭
教			諭
養	護	教	諭
栄	養	教	諭
指	導	主	事
管	理	主	事
社	会	教	育
		主	事

を

主	幹	教	諭
教			諭
養	護	教	諭
栄	養	教	諭
指	導	主	事
管	理	主	事
社	会	教	育
		主	事

に改める。

別表第6中へを削り、トをへとし、チをトとする。

別表第6のりの表中

短	大	卒	1級11号給
高	校	専	攻
科	卒		1級7号給

を

短	大	3	卒	1級17号給
短	大	2	卒	1級11号給
高	校	専	攻	科
科	卒			1級7号給

に改め

る。

別表第6中リをチとし、又をリとする。

2級
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

2級	特2級
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1

16	16	1
17	17	1
18	18	1
19	19	1
20	20	1
21	21	1
22	22	1
23	23	1
24	24	1
25	25	1
26	26	1
27	27	1
28	28	1
29	29	1
30	30	2
31	31	3
32	32	4
33	33	5
34	34	6
35	35	7
36	36	8
37	37	9
38	38	10
39	39	11
40	40	12
41	41	13
41	41	14
42	42	15
42	42	16
43	43	17
43	43	18
44	44	19
44	44	20
45	45	21
46	46	22
47	47	23
48	48	24
49	49	25
49	49	26
50	50	27
50	50	28
51	51	29
51	51	30
52	52	31
52	52	32
53	53	33
53	53	34
54	54	35
54	54	36

別表第 7 のホの表中

55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
70
70
70
70
71

を

55	37
55	38
56	39
56	40
57	41
57	42
58	43
58	44
59	45
59	46
60	47
60	48
61	49
61	50
61	51
62	52
62	53
62	54
63	55
63	56
63	57
64	58
64	59
64	60
65	61
65	62
65	63
65	64
66	65
66	66
66	67
66	68
67	69
67	70
67	71
67	72
68	73
68	74
68	75
68	76
69	77
69	77
69	78
69	78
70	79
70	79
70	80
70	80
71	81

に改める。

71	71	82
71	71	83
71	71	84
72	72	85
		86
		87
		88
		89
		89
		90
		90
		91
		91
		92
		92
		93
		94
		95
		96
		97
		98
		99
		100
		101
		101
		102
		102
		103

別表第7中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、備考を次のように改める。

備考

- 1 これらの表の昇格後の号給中欄「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 教育職給料表(2)の特2級である職員が3級に昇格した場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後の昇給の号給数の合計に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第9を次のように改める。

別表第9

給料の調整を行う職及び調整数表

勤務箇所	職員	調整数
1 福祉相談センター及び庄内児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを常例とする職員((2)に掲げる者を除く。)	2
	(2) 庄内児童相談所長及び保護主幹	1
2 乳児院	(1) 保育士	2
	(2) 院長、看護師及び准看護師	1

3 朝日学園	(1) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
	(2) 園長	2
	(3) 事務職員	1
4 総合療育訓練センター	(1) 専ら放射線業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第2に掲げる業務をいう。以下同じ。)に従事する職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者を除く。)	3
	(2) 所長及び医師((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 肢体不自由児又は肢体不自由者を専ら収容する病棟に勤務する看護師及び准看護師	
	(4) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びあん摩マッサージ指圧師	
	(5) 専ら病理細菌検査に従事する職員	
	(6) 指導員及び相談員	
	(7) 看護師及び准看護師((3)に掲げる者並びに総看護師長を除く。)	1
	(8) 歯科衛生士	
	(9) 児童と直接接することを常例とする事務職員	
5 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	(1) 指導員及び保育士	3
	(2) 園長	2
	(3) 副園長、事務職員、栄養士及び保健師	1
6 健康福祉部保健薬務課	麻薬取締りを職務とする職員	3
7 衛生研究所	専ら病理細菌検査に従事する職員	2
8 食肉衛生検査所	(1) と畜検査に従事する職員((2)に掲げる者を除く。)	3
	(2) 所長	1

9 総合支庁	(1) 専ら放射線業務に従事する職員	3
	(2) 専ら病理細菌検査に従事する職員	2
	(3) 専ら家畜保健衛生業務に従事する職員	
	(4) 家畜保健衛生課長	1
	(5) ダム管理業務に従事する職員	
10 警察本部航空隊	(1) 回転翼航空機の操縦業務に従事する職員	3
	(2) 回転翼航空機の整備業務に従事する職員	1
11 県立特別支援学校(分校を含む。)	(1) 校長、教頭、養護教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	2
	(2) 特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師	
	(3) 教諭、助教諭、講師((2)に掲げる者を除く。)、事務職員及び学校栄養職員	1
12 小学校及び中学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事する教育職給料表(2)の適用を受ける職員 (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事する教育職給料表(2)の適用を受ける職員	2

別表第9の2のホの表中

2 級	10,900円
-----	---------

を

2 級	10,900円
特 2 級	11,200円

に改める。

別表第9の2中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとする。

別表第10中

危機管理監

を

子ども政策監
危機管理監

に、

危機管理室長
女性青少年政策室長

を

	子ども政策室長 危機管理室長 総合政策室長		に、
--	-----------------------------	--	----

	課長（人事、総務及び財政の各課長に限る。）	2 種	を
--	-----------------------	-----	---

	課長（人事、秘書広報及び財政の各課長に限る。）	2 種	に、
--	-------------------------	-----	----

	次 長 主 幹	4 種	を
--	------------	-----	---

	次 長 主 幹	4 種	
福祉相談センター	所 長	1 種	
	副 所 長 主 幹	4 種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	に、
庄内児童相談所	所 長	3 種	
	主 幹	4 種	
乳 児 院	院 長	4 種	
朝 日 学 園	園 長	3 種	

消費生活センター	所 長	3 種	
	主 幹	4 種	を
消 防 学 校	校 長	4 種	

消費生活センター	所 長	3 種	に、
消 防 学 校	校 長 主 幹	4 種	

自動車税事務所	所 長	3 種
県 民 会 館	館 長	3 種
米沢女子短期大学	学 長	特 1 種
	事務局長	1 種
	事務局次長 学生部長 図書館長	4 種

を

自動車税事務所	所 長	3 種
---------	-----	-----

に、

	主 幹	
保健医療大学	学 長	特 1 種
	事務局長 副 学 長	1 種
	事務局次長 学科長 研究科長 学生部長 図書館長	4 種
	主任教授	5 種
福祉相談センター	所 長	1 種
	副 所 長 主 幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)
庄内児童相談所	所 長	3 種
乳 児 院	院 長	4 種
朝 日 学 園	園 長	3 種
	主 幹	4 種

を

「		主 幹		に、
「		総務療育部長 支 所 長	4 種	を
「		総務療育部長	3 種	に、
「		支 所 長	4 種	に、
「		副 所 長 場 長	3 種	
「		副 場 長 支 場 長 部 長 主 幹	4 種 (副場長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	を
「		副 所 長 場長(園芸試験場及び畜産試験場の各場長に限る。)	3 種	
「		場 長 副 場 長(人事委員会の定める職を除く。) 部 長 主 幹	4 種 (副場長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	に、
「	県立高等学校	校 長 事務部長	4 種 (校長のうち人事委員会が決めるものにあつては3種又は特4種)	を

	県立高等学校	校長 副校長 事務部長	4種 (校長のうち人事委員会 が定めるものにあつては3種 又は特4種)	に改める。
--	--------	-------------------	--	-------

別表第10の2中ホを削り、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとする。
別表第14のイの表中

鶴岡警察署 同	上田沢駐在署 福栄駐在署		を
------------	-----------------	--	---

鶴岡警察署	福栄駐在署		に改める。
-------	-------	--	-------

別表第15のイの表中

同 温海中学校 酒田市立日向小学校		を
朝日町立大谷小学校大沼分校 尾花沢市立鶴子小学校	2 級	

同 温海中学校		に、
尾花沢市立鶴子小学校	2 級	

同 鶴子中学校 大蔵村立沼台小学校 同 肘折小学校 同 沼台中学校 同 肘折中学校		を
---	--	---

同 鶴子中学校		に、
---------	--	----

同 福栄小学校 庄内町立立谷沢小学校		を
-----------------------	--	---

同 福栄小学校		に、
---------	--	----

小国町立玉川小学校足中分校		を
---------------	--	---

小国町立玉川小学校足中分校
酒田市立飛島小学校

に改める。

2 級	2 級	特 2 級
円	円	円
4,200	4,200	6,800
4,500	4,500	7,400
4,700	4,700	7,700
5,000	5,000	7,900
5,200	5,200	8,700
5,500	5,500	9,000
5,800	5,800	9,300
6,000	6,000	9,900
6,200	6,200	10,100
6,600	6,600	10,700
7,100	7,100	10,900
7,400	7,400	11,100
7,700	7,700	11,400
8,300	8,300	11,600
8,600	8,600	12,000
8,900	8,900	12,200
9,600	9,600	12,700
9,900	9,900	12,900
10,200	10,200	13,100
10,500	10,500	13,400
10,800	10,800	13,600
11,100	11,100	13,700
11,400	11,400	13,900
11,600	11,600	14,100
11,800	11,800	14,300
12,200	12,200	14,400
12,400	12,400	14,400
12,600	12,600	14,500
12,900	12,900	
13,100	13,100	
13,300	13,300	
13,400	13,400	
13,600	13,600	
13,700	13,700	
13,900	13,900	

別表第15の2のイの表中

を

に改める。

14,000	14,000	
14,100	14,100	
14,100	14,100	
7,700	7,700	8,900

別表第17を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当定額表

職員の区分 期間の区分	第106条第1項の職を占める職員		第106条第2項の 職を占める職員
	1 種	2 種	
	円	円	円
1 年 未 満	365,500	306,000	50,000
1年以上 2年未満	365,500	306,000	50,000
2年以上 3年未満	365,500	306,000	50,000
3年以上 4年未満	365,500	306,000	50,000
4年以上 5年未満	365,500	306,000	50,000
5年以上 6年未満	365,500	306,000	50,000
6年以上 7年未満	365,500	306,000	48,200
7年以上 8年未満	365,500	306,000	46,400
8年以上 9年未満	365,500	306,000	44,600
9年以上 10年未満	365,500	306,000	42,800
10年以上 11年未満	365,500	306,000	41,000
11年以上 12年未満	365,500	306,000	39,200
12年以上 13年未満	365,500	306,000	37,400
13年以上 14年未満	365,500	306,000	35,600
14年以上 15年未満	365,500	306,000	34,200
15年以上 16年未満	365,500	306,000	32,800
16年以上 17年未満	361,500	302,700	31,400
17年以上 18年未満	357,500	299,400	30,000
18年以上 19年未満	353,500	296,100	28,600
19年以上 20年未満	349,500	292,800	27,200
20年以上 21年未満	345,500	289,500	25,800
21年以上 22年未満	328,700	275,800	25,200
22年以上 23年未満	311,600	261,800	24,600
23年以上 24年未満	295,000	248,400	23,700
24年以上 25年未満	278,100	234,600	23,100
25年以上 26年未満	261,300	221,000	22,500
26年以上 27年未満	240,600	203,400	21,900
27年以上 28年未満	220,300	186,400	21,300
28年以上 29年未満	200,000	169,200	20,600
29年以上 30年未満	179,300	151,600	20,300
30年以上 31年未満	157,500	133,700	19,900
31年以上 32年未満	135,600	115,500	19,300
32年以上 33年未満	114,000	97,700	18,500
33年以上 34年未満	82,200	71,700	17,600
34年以上 35年未満	52,500	47,500	16,900

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第108条各号の職員となつた日以後の期間を

示す。

2 この表において「1種」とは第106条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第18中	鶴岡市山五十川字山崎1	鶴岡市山戸小学校	を
	酒田市大蔵字ニタ子213	酒田市立大沢小学校	
	酒田市上黒川字家ノ東19-2	酒田市立日向小学校	

鶴岡市山五十川字山崎1	鶴岡市山戸小学校	に、
-------------	----------	----

東田川郡庄内町清川字花崎1-1	庄内町立清川小学校	を
東田川郡庄内町肝煎字福地山本72-1	庄内町立立谷沢小学校	
東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14-1	庄内警察署立谷沢駐在所	
酒田市北俣字仁助新田67-3	酒田警察署北俣駐在所	

東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14-1	庄内警察署立谷沢駐在所	改める。
-------------------	-------------	------

別表第20のイの表中	教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15(人事委員会 が別に定める職員にあ つては100分の20)	を
		職務の級3級の職員	100分の10	
		職務の級2級の職員(人事委 員会が定める職員に限る。)	100分の5(人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の10)	
	教育職給料表(3)	職務の級4級の職員	100分の15(人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の20)	
		職務の級3級の職員	100分の10	
		職務の級2級の職員及び1級 の職員(人事委員会が定める 職員に限る。)	100分の5(職務の級 2級の職員のうち人事 委員会が別に定める職 員にあつては100分の 10)	

教育職給料表(1)	職務の級4級の職員	100分の15(人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の20)	に改める。
	職務の級3級の職員	100分の10(人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の15)	
	職務の級2級の職員(人事委 員会が定める職員に限る。)	100分の5(人事委員 会が別に定める職員にあ つては100分の10)	

教育職給料表(2)	職務の級 4 級の職員	100分の15（人事委員会 が別に定める職員に あつては100分の20）
	職務の級 3 級の職員	100分の10
	職務の級特 2 級の職員	100分の10
	職務の級 2 級の職員（人事委 員会が定める職員に限る。）	100分の 5（人事委員会 が別に定める職員にあ つては100分の10）

別記様式第 2 号中

非扶養配偶者有りの 1 人目
上 記 以 外

を

上 記 以 外

に改める。

（山形県人事委員会規則 5 - 1 等の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則別表中

100分の16
100分の13

を

100分の17
100分の14

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（初任給調整手当に関する経過措置）

2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年 8 月県条例第30号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により初任給調整手当が支給される職員のうち、この規則の第 1 条による改正後の山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「新規則」という。）第110条第 1 項の規定により支給される初任給調整手当の額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 1 項に規定する育時短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）第17条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第 2 条第 1 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）に達しないこととなる職員には施行日以降相当期間の区分（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける山形県職員にあっては、施行日の前日において適用されることとなる、施行日の前日に給料表の適用を受けない山形県職員で施行日以降に給料表の適用を受けることとなった職員にあっては、施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして、適用されることとなるこの規則の第 1 条による改正前の山形県人事委員会規則 5 - 1（以下「旧規則」という。）別表第17の期間の区分に相当する新規別表第17の期間の区分をいう。）を適用される間、当該初任給調整手当のほか、当該初任給調整手当と経過措置基準額との差額に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当として支給する。

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に、旧規則第110条第 1 項の規定により支給される手当を受けていた者 同日にその者が受けていた初任給調整手当の額
- (2) 前号に規定する職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない山形県職員であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったもの

とみなした場合に前号の規定に準じてその者が受けることとなる初任給調整手当の額

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当については、県税業務従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

第2条第1項第2号中「(条例第5条第1項第1号に定める職員に支給されるものを除く。)」を削り、同項第10号中「(条例第7条第1項第2号に定める職員に支給されるものを除く。)」を削り、第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を削り、第20号を第17号とし、同号の次に次の2号を加える。

(18) 警察職員の特殊勤務手当のうち刑事作業手当については、刑事作業従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

(19) 警察職員の特殊勤務手当のうち鑑識作業手当については、鑑識作業従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

第2条第1項第37号を第39号とし、第22号から第36号までを2号ずつ繰り下げ、同項第21号中「(条例第14条第2項の表中(3)のイに定めるものを除く。)」を削り、同号を同項第20号とし、同号の次に次の3号を加える。

(21) 警察職員の特殊勤務手当のうち交通捜査作業手当については、交通捜査作業従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

(22) 警察職員の特殊勤務手当のうち交通取締用自動車運転作業手当については、交通取締用自動車運転作業従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

(23) 警察職員の特殊勤務手当のうち警ら取締作業手当については、警ら取締作業従事職員特殊勤務実績簿(別記様式第1号)

第2条第3項中「特殊勤務実績簿」を「特殊勤務実績簿又は前項の規定による人事委員会の承認を得た特殊勤務実績簿」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に定める特殊勤務実績簿により難い事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第2条の2を削り、第2条の3を第2条の2とし、第2条の4を第2条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第2条の4 条例第6条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第5号の鳥インフルエンザとする。

第2条の6中「第6条の5第1項第5号」を「第6条の4第1項第5号」に改める。

第3条の2第1項中「第12条の6第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条第2項中「第12条の6第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改め、同項第2号中「第12条の6第1項第1号及び第2号」を「第13条第1項第1号及び第2号」に改め、同条第3項中「第12条の6第2項第3号」を「第13条第2項第3号」に改め、同項第1号中「第12条の6第2項第1号」を「第13条第2項第1号」に改め、同条第4項中「第12条の6第3項第2号」を「第13条第3項第2号」に改める。

第5条中「教頭、教諭」を「教諭」に改める。

第7条第1項中「漁業に関する試験、調査、指導又は練習に従事する漁船(以下「漁船」という。)」を「鳥海丸」に改め、同条第2項中「鳥海丸に乗船勤務する船員にあつては一航海ごと、鳥海丸を除く漁船に乗船勤務する船員にあつては月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)」を「一航海」に改め、同条第3項中「、県立加茂水産高等学校長又は知事」を「又は県立加茂水産高等学校長」に改める。

第11条第1項第1号中「漁船」を「試験又は調査に従事する漁船(以下次号において「漁船」という。)」に改め、同条第2項第1号中「500円」を「550円」に改める。

第12条第1項中「一給与期間」を「月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当

第12条第1項第2号中「(条例第5条第1項第1号に定める職員に支給されるものを除く。)」を削り、同項第11号

中「(条例第7条第1項第2号に定める職員に支給されるものを除く。)」を削り、第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、第20号を削り、第21号を第18号とし、同号の次に次の2号を加える。

(19) 刑事作業手当

(20) 鑑識作業手当

第12条第1項中第39号を第41号とし、第23号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、同項第22号中「(条例第14条第2項の表中(3)の口に定めるものに限る。)」を削り、同号を同項第21号とし、同号の次に次の3号を加える。

(22) 交通捜査作業手当

(23) 交通取締用自動車運転作業手当

(24) 警ら取締作業手当

第12条第2項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とし、第7号を第3号とし、第8号から第13号までを削り、第14号を第4号とし、同条第3項を次のように改める。

3 漁獲手当は、その航海の漁獲物処理終了の日から5日以内に支給する。ただし、第8条第2項ただし書による航海分については、帰港の日から5日以内に支給する。

第12条第7項中「第2項第5号、第6号及び第7号」を「第2項第1号、第2号及び第3号」に改める。

第14条の見出し中「圧搾空気内作業手当等」を「潜水作業手当等」に改め、同条第1項中「圧搾空気内作業に従事する職員の特殊勤務手当又は」及び「気圧の区分又は」を削り、「それぞれ条例第11条の2第2項又は条例第11条の3第2項」を「条例第11条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(併給禁止)

第15条 条例第20条の2第2項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同項の人事委員会規則で定める作業等は、勤務の実情等を考慮して主として従事した作業等とする。

(1) 同一の日において条例第14条第1項第1号から第6号までの特殊勤務手当に係る作業等のうち、同一の手当が支給されることとなる2以上の作業等に従事した場合であつてこれらの作業等に係る手当の額が同額であるとき。

(2) 同一の日において条例第14条第1項第1号から第6号までの特殊勤務手当のうち、2以上の手当が支給されることとなる作業等に従事した場合であつてこれらの手当の額が同額であるとき。

別記様式第1号の注書第1項中「(警察職員の特殊勤務手当のうち死体取扱作業手当(イ又はハに該当する場合に限る。))を除く。)」を削り、第2項を削り、第3項を第2項とし、同注書第4項第3号中「(イ又はハに該当する場合に限る。)」を削り、同項を同注書第3項とし、同注書中第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

別記様式(1)中 「勤務時間数」を「勤務時間」に、

d	e

を

d

 に改める。

別記様式(5)備考第2項中「扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人目、「d」はb及びc」を「b」に、「e」を「d」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

別表第 1 中

教育職給料表(2)	4 級 3 級17号給 以上	3 級16号給 以下 2 級45号給 以上	2 級37号給 から44号給 まで	2 級21号給 から36号給 まで 1 級41号給 以上	2 級20号給 以下 1 級40号給 以下
教育職給料表(3)	4 級 3 級 9 号給 以上	3 級 8 号給 以下 2 級 5 号給 以上	2 級 4 号給 以下 1 級25号給 以上	1 級 9 号給 から24号給 まで	1 級 8 号給 以下

を

教育職給料表(2)	4 級 3 級17号給 以上	3 級16号給 以下 特 2 級 2 級45号給 以上	2 級37号給 から44号給 まで	2 級21号給 から36号給 まで 1 級41 号給以上	2 級20号給 以下 1 級40号給 以下
-----------	----------------------	---	-------------------------	---------------------------------------	--------------------------------

に改める。

別表第 1 の 2 中

教育職給料表(2)	4 級 3 級	2 級	1 級		
教育職給料表(3)	4 級	3 級 2 級	1 級		

を

教育職給料表(2)	4 級 3 級	特 2 級 2 級	1 級		
-----------	------------	--------------	-----	--	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月 1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 小 野 勝

別表知事部局本庁の項職の欄中「局長」を「局長、子ども政策監」に、「及び森林課」を「森林課、道路課及び河川砂防課」に、「行政経営改革課」を「行政改革課」に、「法令専門員」を「秘書専門員」に改め、同表知事部

局の項中

職員育成センター	所長、副所長
----------	--------

を

福祉相談センター	所長、副所長
庄内児童相談所	所長
鶴岡乳児院	院長、副院長
朝日学園	園長
職員育成センター	所長、副所長

に、

消防学校	校長
県民会館	館長
米沢女子短期大学	学長、事務局長、事務局次長

を

消防学校	校長
------	----

に、

衛生研究所	所長、副所長
保健医療大学	学長、事務局長、事務局次長
福祉相談センター	所長、副所長
庄内児童相談所	所長
鶴岡乳児院	院長、副院長
朝日学園	園長

を

衛生研究所	所長、副所長
-------	--------

に改め、同表知事部局出先機関農業総

合研究センターの項職の欄中「、支場長」を「(水田農業試験場に置くものを除く。)」に、「支場に」を「水田農業試験場に」に改め、同表知事部局の項中

山形空港事務所	所長、副所長
ダム建設事務所	所長

を

山形空港事務所	所長、副所長
---------	--------

に改め、同表知事部局出先機関総合支

庁の項職の欄中「、西村山総務課、北村山総務課」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「、世界遺産推進監」を削り、同表教育機関高等学校の項職の欄中「校長」を「校長、副校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会訓令第2号

事 務 局

事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

事務局職員倫理規程の一部を改正する訓令

事務局職員倫理規程(平成19年10月県人事委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「部長、」を「部長(子ども政策監を含む。)」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成21年4月1日印刷
平成21年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056